

公安委員会 説明資料No. 1	「古物営業法施行規則の一部を改正する 規則案」について	令和2年1月23日 生活安全局
<p>1 趣旨</p> <p>古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）の施行等に伴い、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）を改正するもの。</p> <p>2 規則案の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 許可申請書、変更届出書等の提出の手續(経由する警察署長等)を定める。・ 競り売りの届出等の手續（経由する警察署長）を定める。・ 都道府県公安委員会間で情報共有する具体的事項を定める。・ 新許可証の交付申請手續（旧許可証に関する経過措置）を定める。・ 申請及び届出に係る正副2通の提出書類を1通に削減する。・ その他所要の規定を整備する。 <p>3 意見公募手續の実施結果</p> <p>令和元年11月18日（月）から同年12月17日（火）までの間、上記規則案について意見公募手續を実施した結果、3件の意見等が寄せられた。</p> <p>4 施行期日</p> <p>令和2年4月1日（水）</p>		

1 意見募集の趣旨

道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号。以下「改正法」という。）の施行に伴う道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の改正に当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

令和2年1月27日（月）から令和2年2月25日（火）まで（30日間）

3 概要

(1) 経緯

令和元年6月に公布された改正法により、自動運行装置を備えている自動車の使用者は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する自動運行装置の作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置（以下「作動状態記録装置」という。）により記録された記録を内閣府令で定めるところにより保存しなければならないこととされた（道路交通法第63条の2の2第2項）。

(2) 内容

作動状態記録装置による記録は、当該作動状態記録装置において、次の各号に掲げる期間のいずれか短い期間保存しなければならない旨を規定する。

一 6か月間

二 当該記録が記録された後に、当該車両を6か月間使用した場合に相当する回数として、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）において規定する回数を超えて作動状態記録装置により記録がされるまでの間

※道路運送車両の保安基準又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示に具体的回数が規定されることとなる。

4 施行期日

改正法の施行の日（道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）の施行の日）

公安委員会	日米相互防衛援助協定等に伴う	令和2年1月23日
説明資料No. 3	秘密保護法違反事件の検挙について	警備局
<p>警視庁及び航空自衛隊警務隊は、1月17日、平成25年1月9日頃に発生した標記の事件に関し、同日、被疑者を通常逮捕した。</p> <p>1 被疑者 東京都府中市居住 会社員（元航空自衛官） 58歳</p> <p>2 逮捕罪名 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法違反 （同法第3条第1項第3号）</p> <p>3 事件概要 被疑者は、特別防衛秘密の取扱者として指定を受け、業務として取り扱っていた者で、アメリカ合衆国政府から装備品等に関する特別防衛秘密を含む電磁的記録の供与を受け、平成25年1月9日頃、航空自衛隊入間基地において、特別防衛秘密を取り扱う権限のない関係者らに対し、特別防衛秘密を含む電磁的記録をパーソナルコンピュータで閲覧させ、電磁的記録媒体に記録して譲り渡し、業務により知得した特別防衛秘密を他人に漏らしたものの。</p>		